

業務仕様書(案)

1. 業務名称

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託

2. 業務目的

本業務は、自転車等の放置抑制、自転車駐車場の利用を促進するための啓発の実施及び放置自転車等の撤去により、放置自転車等による通行阻害の解消、通行環境の改善を目的とし、夕・夜間の実施を基本とした放置自転車等対策として実施するものである。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 履行場所

北区内（梅田駅及び中崎町駅（一部）の放置禁止区域）及び 中央区内（心斎橋駅、長堀橋駅、日本橋駅及び難波駅（一部）の放置禁止区域）等の繁華街

5. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に基づき実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞共通仕様書のダウンロード＞業務委託共通仕様書＞業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に掲載されている。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

6. 業務内容

本項に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

(1) 概要

① 作業計画

放置自転車等の高い削減効果が見込まれる啓発・撤去の作業計画を毎月策定する。

② 啓発・撤去運搬

自転車等の放置を抑制し、自転車駐車場の利用を促進するための啓発を行う。

放置自転車等を撤去し、保管所へ搬入等を行う。

③ 市民対応

撤去作業中及びコールセンターによる24時間の市民対応を実施する。

④動態調査

6月、9月、12月及び2月において、平日・休日の17時台・21時台の履行場所全体の放置状況や自転車駐車場利用状況等を調査し、放置状況を可視化できるように地図へ反映するとともに、啓発・撤去運搬の実施による効果測定、分析を行う。また、自転車利用者の動態等を収集・分析することにより、自転車駐車場の利用促進や通行環境の改善に資する方策の検討を行う。

⑤業務報告

上記①～④にて実施した一連の業務を報告書としてとりまとめ、発注者に報告する。

(2)業務責任者等

- ①本業務の履行にあたっては、関係法令及び契約図書の内容を理解し、本業務の履行に必要な知識、技能等を有する業務責任者を1名、及びその補佐を行う者を1名配置し、配置し、業務の管理及び統括を行い、円滑に行われるよう努めること。
- ②啓発・撤去業務における現場での指揮を行う担当責任者（作業員兼務）を1名配置すること。
- ③市民対応業務のうち、コールセンターでの1次対応の管理及び2次対応を統括する担当責任者を1名配置すること。

(3)作業計画

①作業計画の策定にあたっては、着手時に本市が提供する放置状況等の資料、動態調査及び啓発・撤去時に得た周辺自転車駐車場の利用状況及び放置自転車等の分布や台数を踏まえ、保管所の収容能力を考慮し、効率的かつ放置自転車等の削減効果の高い計画を策定すること。

なお、保管所の詳細は次のとおりである。

保管所名	所在地	収容可能台数	撤去場所
市岡	港区市岡4-4-8	2,500台	キタ (新御堂筋以西)
中津	北区豊崎6-11-11(新御堂筋高架下)	800台	キタ (新御堂筋以东)
浪速西	浪速区浪速西1-2(阪神高速高架下)	2,000台	ミナミ (道頓堀川以北)
高津	中央区高津3-16(阪神高速高架下)	700台	ミナミ (道頓堀川以南)

※令和7年9月時点であり、変更する場合がある。なお、保管所は本市が別途行う日中の撤去と共用する。

②受注者は実施日時、実施場所及び実施内容等をまとめた月間の作業計画を前月10日を目途に監督職員と調整を行った後、前月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに作成し、監督職員へ提出すること。但し、令和8年4月分については契約後速や

かに監督職員と調整のうえ提出すること。

③受注者は作業計画の変更が必要な場合は速やかに変更案を作成し、監督職員へ提出すること。

④監督職員より作業計画の変更を求められた際は、協議のうえ対応すること。

(4)啓発・撤去運搬

①各年 12 月 28 日から 1 月 3 日並びに令和 11 年 3 月 28 日～31 日を除き、履行場所において毎日実施すること。

実施時間は 17 時から 22 時の間とするが、変更する場合はあらかじめ監督職員から指示する。

②実施体制は、軽貨物自動車（普通自転車が 5 台以上積載出来る三方開トラック）15 台、運転手 15 名、作業員 15 名、交通誘導員（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員）4 名とする。

③監督職員が音声、画像及び位置情報等より現場状況が把握できるよう、リモート接続により複数現場を一元的に遠隔確認でき、緊急時には端末を介した協議・指示ができる環境を構築すること。

なお、監督職員が使用する端末（通信回線等必要なものを含む）を受注者にて 4 台調達し、本市へ貸与することとし、操作方法について説明すること。

受注者で判断ができない事案が生じた際は端末により監督職員と協議を行い、対応すること。

④気象状況等により従事者等の作業における安全の確保が難しい場合は、受注者の判断により作業を中止することとし、監督職員へ報告すること。

⑤啓発・撤去運搬の実施において、保管所容量が満車、若しくは本市が搬入台数を示した場合、その台数に達した際には啓発のみ行うこと。

⑥啓発

ア 実施時は複数名で行動し、1 つのグループに 1 台以上、連絡用端末を配備のうえ、従事すること。

イ 自転車等の放置を抑制し、自転車駐車場利用の促進を目的として、放置自転車等への啓発札の取付け、通行者等へのチラシ等の手交、啓発アナウンスの放送、その他の方法により実施すること。

なお、履行場所内における放置状況並びに自転車駐車場利用状況（令和 7 年 6 月）は次のとおりである。

放置台数	平日		休日	
	17 時台	21 時台	17 時台	21 時台
北区内	1,349	1,451	1,064	728
中央区内	5,349	5,839	4,144	3,713

自転車 駐車場 利用台数	17 時台		21 時台	
	台数	利用率	台数	利用率
北区内	2,225	75%	1,495	50%
中央区内	2,362	59%	1,369	35%

※自転車駐車場の利用台数・利用率は本市設置自転車駐車場のみを集計したものである

ウ 啓発に使用する物品、資機材、その他一切について、監督職員の承諾を得て受注者が制作・調達すること。

エ 自転車等に取り付ける場合は、視認出来る箇所に行うこととするが、直接粘着しないもの、取り外し時に怪我の恐れが生じないものを使用すること。

オ 啓発実施時において、放置自転車等による通行阻害が著しい場合は整理を行うこと。

⑦撤去運搬

ア 軽貨物自動車 1 台に運転手 1 名、作業員 1 名をペアとし、1 ペアに連絡用端末を 1 台以上配備のうえ、従事すること。

なお、交通誘導員については作業場所の交通状況を踏まえ配置すること。

イ 運転手及び作業員が従事する際には、必ず統一した服装の上に統一した反射材付のビブス（反射材付の作業着上衣でも可とする。）を着用すること。

ビブス（ビブスを着用しない場合には上衣）には、本市の撤去作業従事者であることがわかるよう、「大阪市放置自転車撤去業務受託者」の文字を表示することとし、汚損等による廃棄時や履行期間終了時には全て裁断のうえ処分すること。

その他着用するものについては、公務に従事するのに適切なものを着用すること。

ウ 撤去業務に必要となる次のものについては、本市より支給する。

- ・警告札
- ・撤去台数調査票（1 部 2 枚）

エ 受注者は、撤去業務の遂行にあたり、次の資機材等を監督職員の承諾を得て必要数、制作・調達すること。

- ・車両（燃料等付随するものを含む）
- ・撤去公示書
- ・広報用音声拡声装置
- ・撤去作業周知用アナウンス音源※
- ・説諭用チラシ※
- ・鎖切断用等撤去作業に必要な工具類等
- ・損傷防止用の毛布等（原動機付自転車が覆えるもの）
- ・交通誘導用具類
- ・車両に取り付ける横断幕等（マグネットシート等。本市の放置自転車撤去作業車であることを明示する）

- ・保管所内での荷下ろし作業用照明器具（保管所の照明灯、コンセント類は使用出来ない）
- ・業務に従事するものが作業時に統一的に着用する装具類（軍手・保護帽等）
- ・その他受注者が本業務を履行するにあたり必要とするもの

※撤去作業周知用アナウンス音源及び説諭用チラシについては、履行場所の自転車利用者属性を踏まえた多言語により制作すること。

なお、令和7年4～8月の夕・夜間の民間委託による撤去台数は次のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月
撤去台数	1,963	3,100	3,442	4,056	4,672

オ 撤去運搬作業の実施にあたっては、作業場所周辺の安全確保、交通整理に十分留意すること。

カ 放置自転車等の要件に該当する自転車等について、本市が指定する撤去場所記号を警告札に記載し、ハンドル部に取り付けるとともに、端末で撮影し、位置等必要な情報を記録すること。

キ 警告札の取付け及び撤去作業時には車両に横断幕等を取り付けるとともに、音声拡声装置を用いて、事前予告・周知を行うこと。

ク 1つの実施エリアにおける警告札の取付け開始時から、監督職員と協議のうえ設定した時間を経過し、撤去完了までの間、同エリア内に放置されている自転車等は放置状況が具体的に分かるよう写真撮影を行った後、撤去を実施する。

なお、チェーン等で安全柵等に繋がられ、切断しなければ撤去できない場合は切断し、切断したチェーン等は当該自転車等の車体に養生テープ等で貼り付け、紛失しないようにすること。

ケ 車体に損傷がある場合は当該箇所の写真撮影を行い、警告札の異常箇所欄に損傷箇所のチェックを行い、必要に応じて備考欄に詳細を記入するなどの処置を講じること。

コ 撤去する自転車等の荷台等に荷物がある場合には、複数の従事者で荷物の内容物を確認するとともに、撤去前の状態を重点的に写真撮影のうえ、紛失しないよう適切な措置を講じること。

サ 車両への積込み前に当該自転車の使用者等が返還を求めてきた際は、鍵の開錠等により確認を行い、確認できた場合は説諭用チラシを手交のうえ、返却すること。

なお、車両積込み後は撤去現場での返還は行わないものとする。

シ 撤去を行った際は、監督職員と確認のうえ作成した撤去公示書を複数の従事者で記載内容に誤りがないか確認を行った後、撤去場所付近の路面に貼り付けること。

なお、撤去公示書の取扱いについては、公示文書管理簿を作成し、管理すること。

ス 撤去場所、又はその付近において、前回以前の公示書等が風雨等により劣化している場合等にはこれを除去し清掃すること。

セ 受注者で判断ができない事案については端末により監督職員と協議を行い、対応すること。

ソ 撤去した自転車の運搬車両への積込み、保管所への運搬中及び保管所での荷下ろし時には自転車等に損傷を与えないよう注意し、必要に応じて毛布等で覆うこと。

タ 保管所の開所時間外である 18 時以降の搬入は、貸与する鍵及び機械警備カードキーを用いて入所すること。

保管所内での作業にあたって、入退所時以外は門扉を閉鎖し、外部より受注者以外のものが侵入することの無いようにすること。

受注者は入退所の際、鍵等の紛失、鍵の施錠漏れ及び機械警備の設定誤り等しないよう注意すること。なお、入退所した保管所において、機械警備受注者より本市に発報等の連絡があった際は、対応すること。

チ 荷下ろしは、夜間の作業であることから騒音等に注意のうえ、保管所内の指定された場所に行うこと。

ツ 荷下ろし後、撤去台数と搬入台数に相違が無いことを確認し、撤去台数調査票を作成し、指定する場所に 2 枚交付すること。なお、保管所運營業務受託者より搬入台数と撤去台数調査票に記載した台数が相違するとの連絡があった際は、保管所にて、撤去現場で撮影した写真データ等との照合を行い、必要な措置を取ること。

2 枚の内 1 枚は保管所の確認印又は署名を受け、交付翌日以降に返却を受けること。

テ 撤去運搬の実施にあたっては上記を踏まえ、監督職員と受注者が業務実施手順等について協議のうえ、マニュアルを作成し、受注者はマニュアルに基づき作業を実施すること。

(5)市民対応

①市民対応にあたっては、本市自転車等の駐車の適正化に関する条例、その他関係法令を理解のうえ、丁寧に対応すること。

②撤去作業中に所有者等との間でトラブルが発生した場合は受注者が責任を持って組織的に対応し、解決に努めること。

③利用者等からの苦情等及び問い合わせに 24 時間対応のコールセンターにより対応すること。

④コールセンターでは、利用者等からの苦情、問い合わせに対し、啓発・撤去業務等の状況等を確認のうえ、責任を持って組織的に対応し、解決に努めること。

⑤コールセンターに問い合わせのあった苦情・要望や対応結果については、午後 12 時までに受電した問い合わせの概要を監督職員及び総務部管理課自転車対策担当へ翌日午前 9 時までにメールにて送付すること。

⑥コールセンター等対応において、本市への問い合わせ等が行われると想定される場合は速やかに監督職員並びに総務部管理課自転車対策担当へ経過・主張等を情報提供すること。

⑦判断ができない事案について、緊急の場合は端末により監督職員と協議を行い、対応すること。

(6)動態調査

①放置状況調査及び自転車駐車場利用状況調査の時期は毎年 6 月、9 月、12 月及び 2 月とし、1 調査月につき、平日の 17 時台及び 21 時台、休日（土・日・祝日）の 17 時台及び 21 時台とする。

また、実施にあたっては、雨天の日並びに当該場所での撤去作業の実施日を避け、履行場所の全街区において実施すること（啓発・撤去運搬の従事者が啓発・撤去運搬を取りやめ、動態調査を実施することは認めない。）。なお、調査箇所は本市が指定する北区内：8 分割、中央区内：6 分割とする。

②自転車駐車場利用状況調査は履行場所内にある全ての自転車駐車場を対象とする。施設管理者等への依頼は受注者において行い、了承を得られた場所のみ実施する。なお、本市が設置している自転車駐車場は本市が指定管理者等から得たデータを受注者に提供する。

③放置状況調査及び自転車駐車場利用状況の調査結果は履行場所の地図へ可視化できるように反映するとともに、集計表形式での整理を行い、調査箇所毎の放置台数、自転車駐車場利用台数等を集計できるようにし、これらを基に啓発・撤去業務の効果測定や行動変容等の分析を行い、作業計画等、検討の資料として活用すること。

④自転車利用者の動態等を収集・分析することにより、自転車駐車場の利用促進や通行環境の改善に資する方策の検討を行うこと。

⑤動態調査の結果については、総務部管理課自転車対策担当から求めがあった際は、効果測定や行動変容等の分析と合わせて提供すること。

(7)業務報告

①上記（3）～（6）に記載の各業務については、日報等報告書を作成し、翌月 10 日（3 月分は 3 月 31 日）までに履行場所ごとにファイリングしたものを各 3 部提出すること。

②業務日報及び業務月報の様式及び記載内容については、監督職員と受注者で協議のうえ定めるものとする。

③業務完了時には、本業務委託における計画策定経過、動態調査結果、啓発・撤去運搬・市民対応業務の履行状況や効果等を分析し、総括した報告書を作成し、印刷

したものを3部とデータを保存したCD-R1枚を提出すること。

(8)特記事項

①再委託の禁止

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

(イ) 本仕様書「6. 業務内容(3) 作業計画」の業務。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

②本業務の履行中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対し、本市は一切の責任を負わない。

③本業務の履行より生じた自転車等の損害、滅失等には受注者の責任において対応すること。

なお、損害賠償保険に加入し、本業務委託契約締結後、速やかに保険証券の写しを本市に提出すること。

④本業務の履行において知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(10)研修の実施等

①受注者は、労働安全衛生法、道路交通法、その他関係法規を遵守するとともに作業従事者の安全と一般交通の安全を確保すること。

なお、原則として、毎月従事者全員による安全訓練を実施し、翌月の5日（3月分は3月31日）までに監督職員に報告書（様式任意）を提出すること。

②受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

なお、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を監督職員に提出すること。

(11)その他

①この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

②本仕様書に疑義がある場合は、発注者に確認すること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

障がいのある人への合理的配慮の提供に関する特記仕様書

（障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施）

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

研修実施後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を監督職員に提出すること。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること